

令和7年9月19日（金曜日）

経済観光委員会

第4委員会室

出席委員

有馬剛朗、大西陽介、阿野れい子、三輪敏之、
仁野央子、井川一善、杉本博昭、神頭敬介、
岡部敦吏

開会

9時53分

農林水産環境局

9時53分

前回の委員長報告に対する回答

・議案第79号、旧姫路市中央卸売市場解体撤去工事請負契約に係る議決更正について、解体する建築物の特殊性から一定の理解はするものの、工事請負契約に当たっては適正な費用を積算することが原則であることから、調査及び積算の精度を一層高められたいことを。

また、当該用地を活用する次の事業の所管部局に対して、経緯等を含む工事の全容をしっかりと引き継ぐとともに、工事の最終確認を確実に行われたいことについて

旧姫路市中央卸売市場解体撤去工事の設計に当たっては、既存図面の確認や地歴調査と併せ、目視による現地調査を実施したが、建設から約65年が経過しており、何度も改修工事等を行う中で図面等により正確な現状を把握できない状況になっていた。

今後は、今回の解体工事での知見を生かして既存図面の適切な管理と改修履歴の把握に努めるとともに、たとえ営業中であっても事前の現地調査を徹底することにより、設計精度の向上を図っていく。

また、当該用地を活用する所管部局には、工事に当たっての調査資料や工事内容の詳細のほか、工事の全容についてしっかりと引き継いでいく。

・令和7年度地下水の水質調査の結果について、市民の安全安心のためにもできる限り前倒して調査が市内一巡できるよう進められたいことを。

また、調査対象となった自治会へは、調査結果を丁寧に説明されたいことについて

今回の事案を受けて、市内の調査対象75地点のうち未調査の52地点の調査について、当初、令和10年度までとしていた計画を前倒して、令和7年度中に実施することとした。

今後、速やかに調査を進め、市内全域の状況把握を早期に終えたいと考えている。

また、調査内容の公表については、調査結果のいかんにかかわらず地域の自治会に対して丁寧に情報提供し、井戸水を日常生活で利用されている方々のほか、地域の皆様の不安を少しでも取り除けるよう努めていく。

付託議案説明

- ・議案第115号 姫路市立遊漁センター条例を廃止する条例について
- ・議案第116号 姫路市立グリーンステーション鹿ヶ壺条例を廃止する条例について
- ・議案第121号 契約の締結について（旧姫路市南部美化センター解体撤去工事請負契約の締結）
- ・議案第122号 契約の締結について（農村地域防災減災事業阿成井堰改修（その1）工事請負契約の締結）

報告事項説明

- ・新美化センター整備事業の進捗状況について
- ・鳥獣対策事業の状況について

質疑・質問

10時22分

（質問）

議案第122号、農村地域防災減災事業阿成井堰改修（その1）工事請負契約の締結について、阿成井堰はどのような形状に改修する予定であるのか。

（答弁）

令和6年度に設計業務を委託しているが、効率よく取水できる既存の井堰と同様のものに改修する予定である。なお、井堰の構造については河川管理者である県とも協議等を行った上で決定している。

改修工事は、農業用水を必要とする農繁期には行えず、渇水期に行うこととなる。地元住民や農区とも調整しながら進めていきたい。

（質問）

同井堰の改修に当たり、自然環境に配慮した魚道の整備は検討しているのか。

（答弁）

設置する方向で考えている。

（質問）

鳥獣被害防止対策の実績について、令和5年度から

令和6年度にかけて、アライグマやヌートリアの捕獲件数が多くなっているが、なぜなのか。

(答弁)

令和5年度までは本市が貸し出した捕獲おりを使用して捕獲していただけであったものが、令和6年度以降は獣友会への業務委託の内容に同会自らの捕獲を加えたため、件数が増加していると考えられる。

なお、本市ではアライグマやヌートリアの被害に困っている住民に対し、農区または自治会を通じて捕獲おりを貸し出している。住民は獣友会からおりの設置や餌まきの方法を教えてもらった上で、自ら餌まきや餌の交換等、捕獲おりの管理や見回りを行い、捕獲されたときには連絡してもらうと市または獣友会が処分に向かうという形を取っている。

(質問)

議案第116号、姫路市立グリーンステーション鹿ケ壺条例を廃止する条例について、事業予定者に選定された事業者は、当該施設及び周辺地域の活性化のためにどのような取組を実施しようと考えているのか。

(答弁)

同事業者は、施設の活性化対策として、魚のつかみ取りをはじめ、宿泊者やバーベキュー利用者に対する地元食材の提供、民間のノウハウを生かした旧コテージのリフォーム、また、同事業者が経営するほかの施設と一体化した予約システムの導入を検討している。

加えて、周辺地域の活性化対策として、安富町閑地区伝統の火祭り「閑の万灯」やかかし祭りといった地元の祭りを地域資源として施設の運営に生かすほか、地元住民の積極的な雇用にも努め、冬期における当該施設閉鎖の際には、同事業者のほかの運営施設においてその雇用を継続することも検討している。

(質問)

鳥獣の侵入防止柵について、本市ではどのような条件で設置しているのか。

(答弁)

本市では、農地に防護柵を設置する際の支援としての国による事業と市が独自に行う事業の2つの支援事業を行っている。

まず、国庫補助の条件として、受益農家が3戸以上あることや、費用対効果として柵の設置費用より被害額が大きいことなどの条件がある。

一方、本市では令和6年度から、国庫補助事業の対象とはならないが、広域的な対応が必要な場合や特に対策が必要と認められる場合には、市単独で事業を実施することとした。

令和6年度は県や高砂市と連携し、家島地区や大塩、的形地区において試験的に侵入防止柵の整備を開始している。

当該実験結果を確認して、市でできることがあれば、今後の課題として研究を進めていきたいと考えている。

(質問)

本市では自治会等を通じて要望すれば捕獲おりを貸し出してもらえるものの、捕獲おりを管理する地元住民がいないため結局設置することができず困っているという話を聞くが、何らかの対策は考えていないのか。

(答弁)

本市ではアライグマ・ヌートリア用の小型おりのほか、鹿・イノシシ用の大型おりを、自治会等を通じて地域住民に貸し出している。

大型おりは、獣友会、地元住民からも各2人程度の動員を依頼し、市職員と協力して設置している。多くの捕獲おりを市から貸与しており、全てを市職員が巡回して管理することは困難であるため、日々の見回りと餌まきだけは、獣友会の教えに従い、地元住民に行ってもらう形になる。

イノシシ等がわなにかかったときの処分は市が責任を持って実施するが、地元住民の協力がないと困難な事業ではないかと考えている。

(要望)

日々の捕獲おりの管理が負担と感じる地元住民もいることから、実態に見合った事業となるよう、有害鳥獣捕獲の支援にしっかりと努められたい。

(質問)

令和7年10月にグリーンステーション鹿ケ壺等で出会い支援イベント「恋するバス旅」が実施される予定であるが、令和8年度から新たな選定事業者に代わることで、同施設で今まで実施していたイベントはどうなるのか。

(答弁)

現指定管理事業者は地元の団体であり、地元との連

携がしっかりととなされていた。このたび、選定事業者と市、地元住民との間で、これまでの地元のイベント等にどのように協力してもらえるのか協議を重ねた結果、選定事業者からは、可能な限り地域と密着した形で、地域資源を大事にしながらやっていきたいという回答があった。

今回、同施設を売却しなかった最大の理由は、北部活性化のために今後も市が関わり続けようと考えているからである。そのため、場合によっては市が指導及び連携していく予定である。

令和6年度には、市ホームページに北部農山村地域の見どころ・観光スポットに関するページを作成しており、運営主体が民間事業者になっても当該ページに情報を掲載するなど、民間のノウハウを活用しながら、今まで以上に地域の活性化を進めていきたいと考えている。

(要望)

従来から実施しているイベントを引き継いで実施できるように、しっかりと選定事業者と連携を図られたい。

(質問)

議案第121号、旧姫路市南部美化センター解体撤去工事請負契約の締結について、当初は五洋・ハマダ共同企業体として入札していたと思うが、最終的に五洋・阿比野共同企業体が落札者となっているのはなぜなのか。

(答弁)

落札者が決定するまでに、共同企業体の構成員であった株式会社ハマダが、本市発注の建設工事において不適切な安全管理措置により工事関係者事故を起こしたため、1か月間指名停止措置となった。

そのため、五洋建設株式会社から構成員変更の申出があり、契約課で審査した結果、変更が認められた。

その後、落札審査及び低入札価格の調査が行われ、最終的に五洋・阿比野共同企業体が落札するという形となった。

今回の案件では、共同企業体（JV）の構成員については、落札者の決定より前であれば、入札公告に定める期限にかかわらず、指名停止会社に代わる構成員を補充した上で新たに共同企業体を結成し、共同企業体としての認定及び競争参加資格の確認の申請を行

うことができることを公告のときに明示しており、その規定に基づき審査を行ったもので、問題はない。

(質問)

今回の案件のように構成員の変更があった場合に備えて、あらかじめ別の構成員を指定しておくような履行保証保険や履行ボンドの仕組みはあるのか。

(答弁)

履行保証保険や履行ボンドは入札時ではなく契約後の保証の1つである。

履行保証保険は、受注者が債務を履行しなかった場合に、本市が被る損害に対して保険金を支払うものであるのに対し、履行ボンドは受注者の債務不履行が生じた場合に、本市に対して受注者と連帯して債務の履行を保証するものである。

今回であれば、五洋・阿比野共同企業体が何らかの形で履行不能となった場合に、履行ボンドであれば、保証会社が新たな事業者を探して履行させることもできる。

しかしながら、本市では、受注者が債務を履行しなかった場合、本市が被る損害に対して金銭的な補償を求めることがなっており、役務的保証は認めていない。

(質問)

鳥獣被害防止対策における緊急銃猟実施者（ハンター）の確保に関して、本市では狩猟免許を取得している職員はいるのか。

(答弁)

狩猟免許のうち、わな猟免許については、鳥獣対策担当に配属された職員に免許を取得させている。

しかしながら、職員が狩猟免許のうち銃猟免許を取得することについては、緊急銃猟を実施する者の要件の中に過去1年以内に銃器による射撃を2回以上した者であることなどとあり、かなり高度な技術を取得していないと緊急銃猟は行えないことから、職員が趣味レベルで銃猟免許を取得しているだけでは難しいと考えている。また、庁舎内での猟銃の管理場所の問題も生じるため、検討段階にあると考えている。

今回、緊急銃猟制度を設けるに当たり、令和7年9月初旬にほぼ全ての中核市及び県内市に調査を行ったところ、銃猟免許を取得した市職員が緊急銃猟を実施するような制度を設けている市はなかった。

ただし、東北や北海道など鳥獣被害が本市より深刻

な地域については、猟師を会計年度任用職員として雇用するといった市は幾つかあったため、今後他都市の事例を研究していきたいと考えている。

本市の猟友会は緊急銃猟の実施に協力的であり、今のところは猟友会及び国、県と連携していきたいと考えている。

(質問)

各地域の生息状況に応じた有害鳥獣捕獲の取組にはどのようなものがあるのか。

(答弁)

捕獲おりの貸出しによるものと、猟友会会員に対し、鳥獣を捕獲したときに市から補助金を出しているものがある。

猟友会では各地域で担当を決めて個人的に活動をしており、鹿やイノシシなどの被害に困っている場合、その地区を担当している猟友会会員に依頼することで重点的に活動してもらうことができるほか、北部農林事務所で相談も受け付けている。

(質問)

議案第115号、姫路市立遊漁センター条例を廃止する条例について、同センターは令和7年度末をもって廃止し、令和8年度以降に撤去工事を行う予定である。同センターの一部は海上にあり、撤去工事は困難を極め、費用もかさむことが予想されるものの、同施設は鉄製の部分が多くあり、売却すれば利益が生じると思われることから、市場の動向を見ながら対応されたいがどうか。

(答弁)

現在、鋼材価格は上昇しており、解体のタイミングにもよるが、市況を見ながら適切に対応していきたい。

また、同センターは海上の構造物であり、撤去工事も困難が予想されるが、魚礁として幾らか残すのか等、専門の設計業者と調整を進めており、市況を含め十分に検討していきたい。

(質問)

新美化センター周辺地域との調整について、いわゆる迷惑施設をつくるときは、担ってもらう地元のニーズを優先的にかなえていかなければならない部分もあると思う。

当該地域では交通渋滞対策が最も重要な課題であり、県ともしっかりと調整していく必要があると思うが、

進捗状況はどのようにになっているのか。

(答弁)

同センターの建設に当たり、国道250号の渋滞等により影響が生じることが予想される地区として、津田、飾磨橋東、飾磨橋西、英賀保の各地区連合自治会を含めた形で、令和6年度から新美化センター周辺地域連絡調整会議を開催している。

同会議の中で地元の意見をもう少し聞いてほしいという要望があったため、最も影響のある津田地区の各単位自治会との意見交換を行うなど調整しているところである。

令和7年9月20日に同会議を開催し、改めて各地区の意見を聞く予定である。

その後、副市長をトップとし、関係する理事級職員を集めた庁内の推進会議で各地区の要望が実現可能かどうか協議し、可能な限り調整した上で、地元のためになるような形を考えていきたい。

(質問)

新美化センターの整備について、予算要求時から入札時、契約時までと期間が空くにつれ、物価上昇が生じた場合、見積りと必要な予算に乖離が生じることなると思うが、事業推進に当たりどのように考えているのか。

(答弁)

令和6年度に姫路市新美化センター整備基本計画を策定するに当たり、事業者からアンケートを取り、建設費に約310億円、20年間の維持管理費に約146億円かかると試算している。物価高騰の状況や建設時期を踏まえながら適切な事業費を設定したいと考えている。

建設時期が遅延すれば国庫補助の交付額にも影響が生じてくることから、計画を前倒しして事業を進めている。

(質問)

令和7年9月1日から緊急銃猟制度が施行されているが、市街地などにおける猟銃の発砲についてどのように考えているのか。

(答弁)

緊急銃猟を行う場合には一定の条件を満たす必要があるが、危険鳥獣が襲ってくるような状況の場合は、警察官が指示をして猟師や警察官自らが発砲するこ

とができるという警察官職務執行法の規定も残っている。

緊急銃猟は発砲するまでの手續がかなり煩雑になっている。まず、発砲できるかどうか状況を確認し、ライフル銃が届く200メートルから300メートルの範囲を確認する。通行禁止または制限を行うには事前に管轄の警察署に連絡するほか、ホームページに掲載するなど周辺住民への注意喚起に努めなければならぬ。

緊急銃猟の実施が想定される状況としては、警察官が命令して発砲できない場合である。

令和6年11月にイノシシが市内の認定こども園を襲撃し、降園中の保育園児ら6人が重軽傷を負う痛ましい事故が発生したが、そのような状況下では警察官の力を借りて、警察官職務執行法により警察官が自ら発砲するか、猟師に発砲を命令することとなる。

緊急銃猟の実施は、民家に熊が押し入っている、あるいは学校の体育館や運動場に居座って動かない、そのような場合でかつ地域住民の安全が確保できる状況を想定しており、この場合、警察官は危機が迫っておらず発砲命令ができないため、緊急銃猟制度が適用されると考えている。

しかしながら、国のガイドラインでは、緊急銃猟は人の日常生活圏ではない場所では行えないほか、人に銃弾が当たるおそれがある往来が激しい中心街や住宅地では安全確保が困難であることから、建物に侵入している場合等でない限り行うことは難しい。

また、熊等に出会ったときの自衛の手段としては、緊急銃猟の手順を行う時間的な余裕がないため、行うことができない。

このような状況を踏まえて、県や警察と対応を模索しながら調整していく必要があると考えている。

本市では他都市に先駆けて緊急銃猟に係る要綱や対応マニュアルを整備しているが、県や警察との連携体制を強化するとともに、府内の関係部署ともシミュレーションを重ねるなどより入念に準備を行うことで、安全に緊急銃猟を行える体制をさらに整えていくと考えている。

(要望)

鳥獣対策事業について、地域住民が協力して取り組む体制を整備した上で、被害対策の実施とさらなる強

化に取り組むことが重要であり、地域住民の理解・協力が得られるよう、しっかり支援されたい。

(要望)

危険鳥獣による犠牲者が実際に出ているのは事実であり、本市で同様のことが起こらない保証もない。

人の日常生活圏に危険鳥獣が出没することを想定した場合でも、市街地での発砲はリスクが高く、市において専門的な知識や技術を持ち合わせていなければ緊急の対応ができない。

緊急銃猟の先進都市になれるよう、猟友会をはじめ関係部署と連携を密にし、しっかりと対応されたい。

(質問)

建設廃棄物のリサイクルについて、本市では再生資材の利用が進んでいないように思うが、どのように考えているのか。

(答弁)

市内や県内において再生資材の利用が進んでいない状況は把握している。

再生資材を利用する工事があまりない上、公共工事においては新材を利用するが多く、建設廃棄物自体の受入れを抑制または縮小している場面が多々ある状況であるものの、公共工事の所管課に対し、再生資材をできる限り利用するよう要望している。

なお、再生資材のうち建設発生土に関しては、盛土規制法等、様々な規制が新たに追加されており、利用が難しい状況である。

以前、中央卸売市場のにぎわい施設のくぼみを手柄山の建設発生土を利用して埋め立てたが、土壤汚染防止に関する法の基準を満たすために約1年かかった。

公共残土を融通する土砂バンクのような制度を運用している自治体もあるが、土の状態により利用が困難なケースもある。

一方、回収された廃ガラス瓶を骨材の一部として使用したガラス入りアスファルト舗装は、ガラスの光を反射する性質を利用して路面の視認性を高め、ドライバーの視線誘導や注意喚起など安全走行に貢献するということで、東京都などで取り組んでいたが、ガラスの破片で自転車がパンクする事象が発生しており、今後、再生資材の利用についてさらに研究していく必要があると考えている。

(要望)

建設・解体の工事現場から排出される建設廃棄物は、再生資材をはじめ有価物も多く排出されると考えられることから、様々な場面で効果的に生かせるよう努められたい。

(質問)

リチウム蓄電池等は破損・変形により発熱、発火する危険性があり、多くの地域の廃棄物処理施設で火災等が起きているが、本市ではその適正処理に関してどのように対応しているのか。

(答弁)

令和7年4月15日付で、環境省から、リチウム蓄電池等の回収メーカーである一般社団法人J B R Cの回収の対象外である膨張、変形した電池について、市町村で回収体制を構築するようにという通知が発出されている。

また、令和7年8月12日付で、経済産業省において、発火のリスクがあり、取扱いに十分注意が必要なものとして、モバイルバッテリー・携帯電話・加熱式たばこの3品目の回収及びリサイクルを製造または販売する事業者に義務化する方針が決定されている。

現在、リチウム蓄電池等の回収方法や処理方法について他都市から情報収集をしているところであるが、市内で一般廃棄物の処分業者のうち破碎業を行っている事業者をはじめ、同蓄電池等の処理が可能な他県の事業者数者からも話を聞いて、どのような状況なら対応ができるか検討を続けているところである。

農林水産環境局終了

11時28分

【予算決算委員会経済観光分科会（農林水産環境局）の審査】

【予算決算委員会経済観光分科会（農業委員会事務局）の審査】

農業委員会事務局

12時28分

質問

12時28分

(質問)

昨今、農業従事者は減少してきていると思うが、農地転用許可の申請件数は増加しているのか。

(答弁)

件数は取りまとめていないものの、農地を手放した

い、処分したい、その手段として農地転用を検討したいという相談は非常に増えていると感じている。ただ、その相談が直接、農地転用に結びついているかどうかは分からない。

農業委員会事務局終了

12時30分

散会

12時30分